(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市議会の本会議等における反問の実施に関し必要な事項を定める ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 本会議等 本会議、常任委員会及び特別委員会をいう。
 - (2) 議長等 議長及び委員長をいう。
 - (3) 答弁者 執行機関に属する者であって、本会議等で答弁を行うものをいう。
 - (4) 反問 本会議等における議員の一般質問又は質疑に対し、議員の考え方、内容、趣旨 の確認並びに論点及び争点を整理し明確化するため、答弁者が議員に質問することをいう。

(反間の実施)

- 第3条 議長等は、答弁者から反問の申出があったときは、これを許可することができる。
- 2 反問及び反問に対する答弁の時間は、議員の質問時間に含むものとする。
- 3 反問に対する議員の答弁は、蒲郡市議会会議規則(昭和42年議会規則第2号)第56条に規 定する質疑の回数に含めないものとする。

(議員の責務)

- 第4条 議員は、反問に対し誠実に答えなければならない。
- 2 議員は、答弁者に対して反問を強要してはならない。

(議長等の議事整理権)

第5条 議長等は、反問の内容が適正でないと判断した場合又は反問若しくは反問に対する 答弁が円滑に実施されないと判断した場合は、議員又は答弁者を注意又は制止することが できる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会理事会において協議し決定する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。